

運用委員会について

1. 運用委員会の設置及び権限

- 平成18年4月に設立される年金積立金管理運用独立行政法人に運用委員会を置くこととされている。
- 運用委員会には、以下の権限が付与されている。
 - ・ 中期計画及び業務方法書の審議
 - ・ 法人が行う年金積立金の管理運用業務の実施状況の監視
- その他、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べることや、運用委員会が必要と認める事項について理事長に建議することができる。

2. 運用委員会の構成

- 運用委員会は、委員11人以内で組織する。
- 運用委員会の委員は、経済・金融の専門家等の学識経験者のうちから、厚生労働大臣が任命する（任期は2年）。
（運用委員会の委員となるべき者を事前に指名することができることとされている。）

3. 委員の義務

- 運用委員会の委員に対しては、法令上、次の義務が課されている。
 - ① **注意義務**
年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。
 - ② **秘密保持義務**
運用委員会の委員又は委員であった者は、職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。